

坂出市に 引越しをされるかたへ



開庁時間:午前8時30分から午後5時15分
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く)

〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号
Tel:0877-46-3111(代表)

転入届

新住所に住み始めた日から
14日以内に手続きしてください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「転出証明書」
- ・マイナポータルで転出手続きをしたかたは「マイナンバーカード(個人番号カード)」
- ・窓口に来られるかたの「本人確認書類」(詳細は右ページ)
- ・代理人が届出する場合「委任状」
- ・外国籍のかたは「在留カード」または「特別永住者証明書」
- ・関連する手続きでマイナンバー(個人番号)の記入が必要な場合があります。

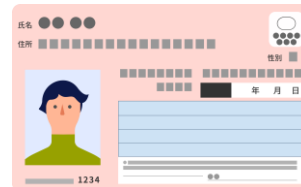
※ マイナンバーを証明する書類は、マイナンバーカード、通知カード(氏名、住所等が住民票と一致するもの)、個人番号の記載のある住民票の写し等となります。

本人確認書類を忘れずにお持ちください

市役所での手続きの際に本人確認をいたします。
本人を確認できる書類で、有効期限内のものを提示してください。

1点の提示
でよいもの

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等



2点の提示
が必要なもの

- ・健康保険被保険者資格確認書
- ・介護保険被保険者証
- ・年金手帳
- ・年金証書
- ・学生証、生徒手帳(顔写真付きのもの)
- ・勤務先の身分証明書(顔写真付きのもの)

※ 上記の本人確認書類1点のみを提示される場合は、追加で口頭質問させていただきます。

お問い合わせ先

市民課	Tel:0877-44-5005	けんこう課	Tel:0877-44-5006
税務課	Tel:0877-44-5004	かいご課	Tel:0877-44-5090
こども課	Tel:0877-44-5027	ふくし課	Tel:0877-44-5007

電子申請もご利用ください

転入に関連する手続きは、一部で電子申請に対応しています。1番窓口で「転入届」を済ませたら、対応手続きに関しては自宅から申請できます。対応手続きは次ページの一覧表を参照してください。



電子申請一覧

転入に関連する主な手続き

手続き	必要なもの	該当 確認	電子 申請	窓口
住所・印鑑				
最初の手続き(転入届) ※1番窓口の発券機で受付をしてください	・ 本人確認書類 ・ 転出証明書（お持ちのかた）	☒	☒	1番窓口 市民課
マイナンバーカードの住所変更	・ マイナンバーカード ・ 暗証番号	☐	☐	1番窓口 市民課
印鑑登録 ※必要なかた	・ 本人確認書類 ・ 実印	☐	☐	1番窓口 市民課
子ども				
児童手当	・ 本人確認書類 ・ 受給者の預金口座番号	☐	☐	15番窓口 こども課
児童扶養手当(ひとり親家庭等)	こども課へお問い合わせください	☐	☐	15番窓口 こども課
保育所、幼稚園の入園申込み	・ 本人確認書類	☐	☐	15番窓口 こども課
子ども医療費	・ 保護者の預金口座番号 ・ 子どものマイナ保険証等	☐	☐	12番窓口 けんこう課
ひとり親家庭等医療費	けんこう課へお問い合わせください	☐	☐	12番窓口 けんこう課
妊娠している (本市の受診券への交換)	・ 母子健康手帳 ・ 発行済み妊婦健診受診券	☐	☐	14番窓口 けんこう課
小学校入学前の子ども (予防接種・健康診査の受診状況の確認)	・ 母子健康手帳	☐	☐	14番窓口 けんこう課
9歳以上の子ども (日本脳炎予防接種Ⅱ期、DT予防接種、 HPV予防接種(女兒)の接種歴の確認)	・ 母子健康手帳(接種証明)等	☐	☐	14番窓口 けんこう課
小中学校の転校手続き	・ 本人確認書類 ※「就学異動通知票」をお渡しします	☐	☐	2番窓口 市民課
大人				
40歳以上 ・ 特定健康診査(国保受給者のみ)・がん検診受診券の発行 ※ 健診実施期間: 6月～10月		☐	☐	14番窓口 けんこう課
65歳以上の該当者 ・ 高齢者肺炎球菌予防接種、带状疱疹予防接種、インフルエンザ、新型コロナ ウイルス予防接種		☐	☐	14番窓口 けんこう課
後期高齢者医療保険の転入申請	・ 本人確認書類 ・ 負担区分証明書(県外からの転入者)	☐	☐	10番窓口 けんこう課

手続き	必要なもの	該当 確認	電子 申請	窓口
保険・年金				
国民健康保険の加入	・ 本人確認書類	☐	☐	2番窓口 市民課
所得の申告 (国民健康保険、介護保険、後期高齢者 医療保険の対象者)	・ 本人確認書類 ・ 所得が確認できる書類等	☐	☐	5番窓口 税務課
年金の住所変更	手続きは原則不要です ※日本年金機構のホームページをご確認ください			3番窓口 市民課
障がい				
※下記の手続きには本人確認書類が必要です				
身体障害者手帳	県内の引越 ・ 住所変更	☐	☐	2階 ふくし課
精神障害者保健福祉手帳	・ 住所変更	☐	☐	2階 ふくし課
療育手帳	県外から ・ 切替手続	☐	☐	2階 ふくし課
自立支援医療 (育成医療・更生医療・精神通院)	・ 療育手帳 ・ 自立支援医療受給者証	☐	☐	2階 ふくし課
特別児童扶養手当、 特別障害者手当等	ふくし課へお問い合わせください	☐	☐	2階 ふくし課
その他の希望する障がい福祉サービス (障がい福祉サービス、ストマ用品・紙オ ムツ購入助成等)	ふくし課へお問い合わせください	☐	☐	2階 ふくし課
心身障がい者医療費	けんこう課へお問い合わせください	☐	☐	12番窓口 けんこう課
介護				
住所移転後の要介護・要支援認定申請 ※前自治体にて介護認定をお持ちの方のみ	・ 介護保険受給資格証明書 ※前自治体にて発行されている場合のみ	☐	☐	2階 かいご課
介護保険被保険者証交付 ※上記手続きがない65歳以上のかた	・ 本人確認書類	☐	☐	2階 かいご課
その他				
飼い犬の住所変更	・ 前住居地で発行された鑑札	☐	☐	13番窓口 けんこう課
※1番から15番までの窓口の場所は、本庁舎1階になります				
各手続きの詳細情報は こちら				

